

制限付一般競争入札公告

公 告 第 11 号
令和 7 年 8 月 28 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町地域広域事務組合財務規則（平成 12 年十日町地域広域事務組合規則第 2 号）第 4 条に基づき、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）第 145 条の規定により公告する。

十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長 関口 芳史

| | |
|----------|-----------------------------|
| 1 工事番号 | 十第 1 号 |
| 2 工事名 | 防火水槽漏水修繕工事 |
| 3 工事場所 | 十日町市下条 4 丁目 647 番地 5 （為永）地内 |
| 4 工事期間 | 契約の日から 50 日間 |
| 5 予定価格 | 事後公表 |
| 6 入札参加条件 | |

令和 7 年度十日町市建設工事入札参加資格者で、次の(1)又は(2)及び(3)から(5)までの条件を満たしている者

- (1) 十日町市に本社を有しており、土木一式工事の格付けが C 級、D 級の者
- (2) 十日町市に本社を有しない者については、十日町市内に委任先営業所を有しており、十日町市に提出した最新の法人住民税確定申告書にて申告した従業員数が 10 名以上で、十日町市内に営業所を設置してから令和 7 年 4 月 1 日において 5 年を経過し、かつ土木一式工事の格付けが C 級、D 級の者
- (3) 入札参加資格審査申請書提出日から開札日までの間において、新潟県知事及び十日町市長から指名停止を受けていない者
- (4) 配置技術者の要件として、次の技術者を配置できる者であること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に定める技術者及び現場代理人を配置できる者

ア 請負工事における下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結する必要のある工事では、建設業法の特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できる者

イ 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合には 9,000 万円）以上の工事では、現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者

ウ 配置技術者の要件として、3 か月以上継続して直接的な雇用関係にあること。

- (5) 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有する者を含む。）が、十日町市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）。

7 入札参加申請に関する事項

(1) 申請期間

令和7年8月28日(木)から令和7年9月12日(金)までの間の土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 申請方法及び提出先

入札参加申請書を十日町地域広域事務組合総務課財政会計係宛に提出すること。提出方法については、郵送又は持参とすること。

8 参加資格の審査結果の通知

入札参加申請書を提出した者に、令和7年9月22日(月)までに通知する。

9 設計図書閲覧場所

十日町地域広域事務組合 総務課

令和7年8月28日(木)から令和7年9月29日(月)までの間の土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

10 設計図書に対する質疑の受付日時及び方法

(1) 質疑受付日時

令和7年8月28日(木)から令和7年9月12日(金)午後5時まで

(2) 質疑受付方法

十日町地域消防本部警防課警防係に質疑内容を書面(箇条書き任意様式)にてFAXで送信すること。電話による質疑は受け付けない。

なお、FAXを送信した際は、送信した旨を十日町地域消防本部警防課警防係に電話連絡すること。

電話：025-757-1558 FAX番号：025-757-8499

(3) 回答方法

質問内容及び回答は、入札の5日前までに十日町地域消防本部のホームページ上「入札情報」に入札日までの間、掲載する。

11 入札

(1) 入札日 令和7年9月30日(火)午前10時45分

十日町地域広域事務組合(消防本部)3階 多目的ホール

(2) その他 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札保証金 免 除

13 契約保証金 免 除 ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は納付

14 前 払 金 できる ただし、請負金額が130万円以下の場合はしない。

15 部 分 払 できる ただし、請負金額が500万円未満の場合はしない。

16 最低制限価格 設定しない。

17 工事費内訳書 必 要

18 入札回数 3回を限度とする。

19 無効入札 十日町地域広域事務組合制限付一般競争入札実施要綱（平成24年十日町地域広域事務組合訓令第3号）に規定する入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

20 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は、入札参加業者に通知する。

21 入札辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札の辞退を申請すること。

22 留意事項・その他

- (1) 添付書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 添付書類は返還しない。
- (3) 十日町地域広域事務組合、入札心得（物品以外）を参照の上、入札すること。